（特定水銀使用製品の製造の許可の申請）

第二条　法第六条第二項の規定により同条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に次の書類を添えて、これを主務大臣に提出しなければならない。

一　特定水銀使用製品の種類を説明した書面

二　特定水銀使用製品の用途を説明した書面

三　特定水銀使用製品が申請に係る用途に用いられることが確実であることを確認できる書面

四　申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の業務を行う役員）が法第七条各号に該当しないことを証する書面

五　申請者が法人である場合にあっては、その法人の定款及び登記事項証明書

２　法第六条第二項第四号の主務省令で定める事項は、製造しようとする特定水銀使用製品の名称及び型式とする。

（用途変更の許可の申請）

第三条　法第九条第一項の規定により変更の許可を受けようとする者は、別記様式第二による申請書に前条第一項第二号及び第三号に掲げる書類を添えて、これを主務大臣に提出しなければならない。

（氏名等変更の届出）

第四条　法第九条第二項の規定により変更の届出をしようとする者は、別記様式第三による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

２　前項の届出書には、法人にあっては、その法人の登記事項証明書を添えなければならない。

（承継の届出）

第五条　法第十一条第二項の規定により許可製造者の地位の承継の届出をしようとする者は、別記様式第四による届出書に次の書類を添えて、これを主務大臣に提出しなければならない。

一　法第十一条第二項の規定により許可製造者の地位を承継した相続人であって、二人以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあっては、別記様式第五による書面及び戸籍謄本

二　法第十一条第二項の規定により許可製造者の地位を承継した相続人であって、前号の相続人以外のものにあっては、別記様式第六による書面及び戸籍謄本

三　法第十一条第二項の規定により合併又は分割によって許可製造者の地位を承継した法人にあっては、その法人の登記事項証明書

附　則

この省令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

様式第一（第二条関係）

特定水銀使用製品製造許可申請書

平成　　年　　月　　日

主務大臣　殿

申請者
住　所
氏　名　　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第６条第１項の許可を受けたいので、同条第２項の規定により、次のとおり申請します。

特定水銀使用製品の種類	（細目：　　）
特定水銀使用製品の名称及び型式	
特定水銀使用製品の製造予定数量	
特定水銀使用製品の用途	
その他参考となるべき事項	

備考

１　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

２　法人にあっては、申請書の末尾に当該申請に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。

３　別紙として以下の書類を添付すること。

⑴　特定水銀使用製品の種類を説明した書面

⑵　特定水銀使用製品の用途を説明した書面

⑶　申請に係る特定水銀使用製品が、上表「特定水銀使用製品の用途」欄に記載した用途に用いられることが確実であることを確認できる書面

⑷　申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の業務を行う役員）が法第７条各号に該当しないことを証する書面

⑸　申請者が法人である場合にあっては、その法人の定款及び登記事項証明書

４　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第二（第三条関係）

特定水銀使用製品製造変更許可申請書

平成　　年　　月　　日

主務大臣　殿

申請者
住　所
氏　名　　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第９条第１項の許可を受けたいので、同項の規定により、次のとおり申請します。

変更に係る許可の番号		
特定水銀使用製品の種類		（細目：　　）
特定水銀使用製品の名称及び型式		
変更内容	変更前の特定水銀使用製品の用途	
	変更後の特定水銀使用製品の用途	
	変更後の特定水銀使用製品の製造予定数量	
その他参考となるべき事項		